資料５－１

黒部市こども計画の策定について

１　策定の趣旨

令和５年４月施行の「こども基本法」において、こども・若者の健やかな成長への支援、少子化対策、こどもの貧困対策等、幅広いこども施策に関する基本的な方針を盛り込んだ市町村こども計画の策定が努力義務化されました。

本市では、こども施策を総合的かつ強力に推進するため「黒部市こども計画」を策定し、こども・若者と子育て当事者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を総合的、計画的に推進します。

２　計画の法的根拠と位置付け

本計画は、「こども基本法」第 10 条第２項に基づく市町村こども計画であり、「子ども・子育て支援法」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく市町村子ども・若者計画を包含し、一体的なものとして計画を策定します。

また、本市の最上位計画である「第２次黒部市総合振興計画」をはじめ、各種法律に基づく様々な関連計画と整合を図り、効果的かつ効率的な施策の推進及び進行管理に努めます。

【計画のイメージ図】

黒部市こども計画

①子ども･子育て支援事業計画 【子ども･子育て支援法第 61 条第 1 項】
②市町村行動計画（次世代育成支援行動計画） 【次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項】
③こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画 【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項】
④子ども･若者育成支援施策に関する事項 【子ども･若者育成支援推進法第 9 条第 2 項】

３　計画期間

本計画は、令和９年３月から令和 12 年３月までの３年１か月とします。

ただし、計画期間中であっても大幅な制度改正等による社会情勢の変化等がある場合は、必要に応じて適宜見直しを図ります。

４　策定時期　　令和９年２月末を予定

５　計画策定に係る審議

「子ども・子育て会議」にて審議（令和８年度に全３回を予定）